小規模多機能型居宅介護事業所とは?

介護や支援が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるように、ご利用者様の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて提供する在宅介護サービスです。

月額定額制のため、介護保険利用限度額からはみ出す心配がありません。

(他サービス利用の場合を除く)

ご利用時間

●通い

基本利用時間

午前10時~午後4時

延長

午後4時~午後7時

1 泊まり

午後4時~午前10時

動訪問

配食、清掃、安否確認など、ご希望に応じて提供します。

全てなじみの職員が対応いたしますので、環境の変化に敏感な、認知症のご利用者様も安心です。

ご利用方法

要支援・要介護認定を受けている方であれば、どなたでもご利用可能です。

ご利用者様・ご家族の希望や予定を伺い、ケアマネージャーと相談の上1カ月毎のケアプランを作成し、サービスを提供させていただきます。



交通のご案内

- 辻堂駅より徒歩約15分
- 辻堂駅南口2番のりば辻03「辻堂団地」行
 「高砂」バス停下車徒歩約3分

♥ お問い合わせ ♥

小規模多機能型居宅介護事業介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

コラージュ辻堂

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂5-3-7



0466-86-7362

担当:山﨑·吉田

コラージュ辻堂は、こ利用者様の権利について、個人情報保護の精神にのっとり、個人情報保護に関する方針を定め、こ利用者様のプライバシー保護には細心の注意を払っております。



指定障がい者福祉サービス 高齢者介護・支援

株式会社グリーンサポート

〒251-0871 藤沢市善行1-24-2 ルート善行1-2F

https://g-sp.site/ TEL 0466-53-7515



Green Support

小規模多機能型居宅介護事業

住み慣れた家で

暮らし続けるために



ご見学・ご相談 いつでも承ります。 お気軽にお電話下さい。 介護が必要になっても・・・

3つの安心



慣れ親しんだ地域 に住み続けられる

- 年中無休365日宿泊可能 ※応相談
- いつまでもご自宅に住み続けられるように
- ・地域との交流が継続できるように



変わらない



0 1 0

- ・場所が変わらない
- 人が変わらない
- ・費用が変わらない



元気に生活できる

- ・医療連携の体制を整えています。
- ・看護師が配置されており日々の健康管理を 支援します。
- ・退院直後など、在宅復帰に向けて支援を行います。



コラージュ辻堂の特長



医療連携体制

ケアマネージャーによるかかりつけ医 との医療連携、機械浴の導入など、 重度化にも対応できる体制を整えて います。



病院退院後直接受入れ

病院退院後、すぐに自宅に戻るのは自信がないという で本人やご家族のために、退院後直接の受入れが可 能です。看護師によるリハビリを行い在宅復帰を支援 します。

グループ会社との連携

グループ会社で保育園・障がい者グループホームを運営しておりますので、施設外の方々との積極的な交流が出来ます。 また納涼祭やクリスマス会など、季節に応じた催し物なども行います。



ご利用料金

● 介護保険対象サービスの自己負担額

区分	単位数	利用者1割 負担額	利用者2割 負担額	利用者3割 負担額
要支援1	3,450 単位	3,677円	7,354円	11,031円
要支援 2	6,972 単位	7,432円	14,864円	22,296円
要介護1	10,458 単位	11,148円	22,296円	33,444円
要介護2	15,370 単位	16,384円	32,768円	49,152円
要介護3	22,359 単位	23,834円	47,668円	71,502円
要介護4	24,677 単位	26,305円	52,610円	78,915円
要介護5	27,209 単位	29,004円	58,008円	87,012円
初期加算/日	30(1/日)	32円	64円	96円
認知症加算Ⅲ	760 単位	810円	1,620円	2,430円
総合マネジメント加算	1,200 単位	1,279円	2,558円	3,837円
訪問体制強化加算	1,000 単位	1,066円	2,132円	3,198円
処遇改善加算 Ⅱ	所定単位数の146/1000×10.66			

ご利用者様の要介護度(要支援度)に応じ、上記のように負担額が異なります。

● 介護保険対象外サービス

朝食	350円
昼食	690円
夕食	690円
宿泊費	3,000円
レクリエーション代	実費
おむつ代	実費

- ※ 通常事業実施地域を超えて行う場合の送迎・訪問サービスに要する 費用が加算されます。
- ※ その他日常生活において必要な費用が加算されます。
- ※ 上記金額は2024年6月現在のものです。介護保険法改定に伴い金額は変更になります。